

## 不適格判定基準書

株式会社 COOL が運営するソーシャルレンディングサービス「COOL」は、  
以下に該当するお客様につきましては、会員登録をご遠慮頂いております。

- (1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
- (2) 取引に影響を与える重大な病状のある者
- (3) 生活保護法による保護を受けている世帯に属している者
- (4) 仮差押もしくは差押、又は差押の命令などの債権保全命令を受けている者

制定日：2019年07月01日